別紙

　　　　　　白井市審議会等の委員の公募に関する基準

１．趣　旨

　この基準は、白井市審議会等の設置及び委員の選任に関する要綱第４条第１項の規定に基づき、審議会等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

２．公募の周知方法

　委員の公募は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

３．応募の資格等

(1)　 公募委員の応募資格は、市内在住者（住所を有し居住していること）、市内在勤者及び市内在学者で原則として満１８歳以上の者とする。

(2)　応募は、別紙「公募委員申込書」を提出するものとする。

４．選考方法等

(1)　公募委員の選考審査は、選考委員会その他の方法で行うものとし、募集定員に満たない場合も審査を行うものとする。

(2)　選考委員会を設置する場合は、募集する審議会等に応じてその都度設置する。

(3)　選考結果は、応募者全員に通知するものとする。

５．選考基準

　公募委員の選任は、以下の基準に照らし総合的に判断して決定するものとする。

(1)　応募の動機が委員の職務に照らし適切であるものを優先とする。

(2)　市政への参画経験の少ない者を優先とする。

(3)　複数の公募委員を選任するときは、男女比率、地域・年齢構成の均衡に考慮する。また、同一の団体、サークル等に所属しないよう配慮するものとする。

(4)　その他、必要に応じ所管課長が別に定める基準に適合すること。